

山都町森林整備計画 変更計画書

計画期間

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

< 令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月変更 >

熊本県
山都町

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	- 2 -
1	森林整備の現状と課題	- 2 -
2	森林整備の基本方針〔変更なし〕	- 2 -
3	森林施業の合理化に関する基本方針〔変更なし〕	- 2 -
II	森林の整備に関する事項	- 3 -
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）〔変更なし〕	- 3 -
第2	造林に関する事項〔変更なし〕	- 3 -
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準〔変更なし〕	- 3 -
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項〔変更なし〕	- 3 -
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項〔変更なし〕 ..	- 3 -
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項〔変更なし〕	- 3 -
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	- 3 -
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項〔変更なし〕 ..	- 3 -
3	作業路網の整備に関する事項	- 3 -
4	その他必要な事項〔変更なし〕	- 5 -
第8	その他必要な事項〔変更なし〕	- 5 -
III	森林の保護に関する事項〔変更なし〕	- 5 -
IV	森林の保健機能の増進に関する事項〔変更なし〕	- 5 -
V	その他森林の整備のために必要な事項〔変更なし〕	- 5 -

【変更の理由等】

1 計画の変更を要する理由

森林法第10条の5の規定に基づき樹立した山都町森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。

2 変更計画の内容

(1) I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項「1 森林整備の現状と課題」

- ・森林の現況に変動が生じたため、「計画の対象とする森林の区域」を変更する。

(2) II 森林の整備に関する事項「第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項」

- ・森林整備の効率的な実施を図るために路線計画を見直したため、「林道の開設及び拡張に関する計画」を変更する。

3 効力の発生

令和7年（2025年）4月1日から効力を生ずる。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は熊本県の東部、宮崎県との県境にあり、「九州のへそ」の名の通り九州の中央に位置する町である。北は阿蘇南外輪山から南は九州山地の脊梁まで、544.67 平方キロメートルという県内屈指の行政区域を有している。また、標高が 200m～1,700 m にあり、変化に富んだ地形を持つ中山間地域である。北部はなだらかな高原、南部は急峻な山々を有し、緑仙溪や蘇陽峽といった広葉樹の溪谷が数多く存在する。一つの町内で様々な森林形態を見ることができるのが本町の特徴である。

本町の森林構成は、森林総面積 39,121.51ha のうち国有林 10,556ha、民有林面積 28,638.13 ha であり、うち人工林面積は 17,554.31 ha を占めている。民有林に占める人工林率は約 61% に達しており、県下有数の林業地域となっている。

しかし、近年の木材価格の低迷、過疎化による林業後継者不足や林業従事者の高齢化によって間伐が遅れ、林齢構成が高くなっている。伐期に達した人工林の積極的な主伐及び伐採跡地への的確な更新を進め、林齢構成の平準化を図る必要がある。

森林資源の整備に必要な林道について、現在 31 路線で 106,106m 開設されているが、林道密度は、3.7m/ha に留まっている。森林面積に対して林道密度は低い水準にあり、森林施業の集約化を考慮した路網の整備が課題である。

交通状況については、町内を縦横断する国道 325 号線、国道 265 号線、国道 218 号線、及び国道 445 号線の 4 路線が流通の要となっている。他に県道 14 路線、町道 1,050 路線を有し、集落等を結んでいる。林道においては基幹林道菊池人吉線と清和矢部線が整備され、木材や林産物の流通が拡大している。また、九州中央自動車道が令和 6 年 2 月に山都町中心部まで開通し、交流人口の増加、産業の活性化に期待が高まる。

本町の森林所有者の特徴として、多数の所有者が少面積の森林を所有する形態であることが挙げられる。そのため、森林に対する所有者の意識は低く、手入れが行き届かない森林が増えている。価値観の多様化が進み、森林所有者のニーズに応じた整備を進めるためにも、林業後継者の育成に力を入れていくものとする。

2 森林整備の基本方針〔変更なし〕

3 森林施業の合理化に関する基本方針〔変更なし〕

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）〔変更なし〕

第2 造林に関する事項〔変更なし〕

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準〔変更なし〕

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項〔変更なし〕

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項〔変更なし〕

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項〔変更なし〕

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項〔変更なし〕

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項〔変更なし〕

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置	路線名	延 長 (m)	利用区域 面積 (ha)	前年5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車 道		郷野原	郷野原御 所線	6,750	500	○		100
開設	自動車 道		緑川字沢 津	沢津線	1,278	62	○		229A
開設	自動車 道		馬見原字 鏡山	鏡山線	625	72			230A
開設計					8,653	634			

拡張	自動車道（改良）		目丸字北の又	菊池人吉線	478	3,541	○		1
拡張	自動車道（改良）		勢井字白岩	矢部水越線	400	912	○		85
拡張	自動車道（改良）		菅字南川内	清和矢部線	30	1,166	○		86
拡張	自動車道（改良）		柚木字井川迫	片布田線	200	34	○		113A
拡張	自動車道（改良）		緑川字陣の内	場貫線	1,000	35	○		229A
拡張	自動車道（改良）		緑川字沢津	沢津線	50	62	○		230A
拡張（改良）計					2,158	5,750			
拡張	自動車道（舗装）		勢井字白岩	矢部水越線	150	912	○		85
拡張	自動車道（舗装）		菅字南川内	清和矢部線	200	1,166	○		86
拡張	自動車道（舗装）		田小野字ヲモ谷	久留見尾線	3,000	178	○		129A
拡張（舗装）計					3,350	2,256			
山都町計					14,161	8,640			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8

林野基第 158 号林野庁長官通知) 等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路線の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等「森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知)」を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針(平成 23 年 7 月 27 日付け森整第 348 号熊本県農林水産部長通知)」に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業同作設指針(平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知)」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項〔変更なし〕

第 8 その他必要な事項〔変更なし〕

Ⅲ 森林の保護に関する事項〔変更なし〕

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項〔変更なし〕

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項〔変更なし〕